

独立行政法人国立公文書館 一般事業主行動計画

次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第12条第1項の規定に基づき、職員が仕事と子育てを両立することができ、職員全員が働きやすい環境をつくることによって、すべての職員がその能力を十分発揮できるようにするとともに、仕事と生活の調和を図り働きやすい職場環境の整備を行うため、次のとおり行動計画を策定する。

1. 計画期間：令和4年12月1日から令和7年3月31日まで

2. 内容

目標1：職員全員に育児に係る諸制度の周知徹底を図る。

<対策>

- ・仕事と子育ての両立を支援する諸制度の一覧やその活用について啓発する資料を適時職員に周知し、仕事と子育て両立の一層の推進を図る。また両立支援制度の改正等があった場合には、その利用促進を図るため、速やかに独立行政法人国立公文書館就業規則等関係規則を更新し、職員に周知する。
- ・各種制度の利用について、職員が気兼ねなく相談することができる環境を整備し、職員の意向を踏まえた適切なアドバイスを行う。

目標2：超過勤務時間数の縮減に努める。

<対策>

- ・業務執行の簡素化・合理化を推進し、超過勤務縮減のための取組を促進する。
- ・管理職員及び人事担当は、過重な負担が長期にわたって特定の職員に集中しないよう、勤務状況を確認し、超過勤務が増加している職員については、人事担当から管理職員に業務量の配慮を促すなど、適切な業務配分を行う。

目標3：職員の年次休暇取得率70%以上（時間単位の休暇を含む）を促進する。

<対策>

- ・管理職員は、労働基準法で定める年5日の年次休暇（以下「年休」という）の確実な取得ができるよう、職員が年休を取得しやすい職場環境の醸成に努める。
- ・人事担当は、職員に対し、夏季休暇、年末年始の休日及び大型連休等の前に、年休を併用した連続休暇の取得を促すため、職員への依頼メールの送信、イントラネット内の掲示板を活用するなどの取得促進に努める。